

鹿 児 島 県 公 報

平成29年12月 8 日（金）第3373号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

公 告

- 大規模小売店舗の廃止の届出に関する公告 (商工政策課取扱い) 1
- 大規模小売店舗の新設に関する公告 (商工政策課取扱い) 1

公 告

大規模小売店舗の廃止の届出に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 5 項の規定により，大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。

平成29年12月 8 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
九州テックランド出水店
出水市六月田町389番
- 2 届出者の名称及び住所
株式会社正一電気
鹿児島市東谷山三丁目32番26号
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
2,100平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
平成29年11月30日

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので，関係書類を平成29年12月 8 日から 4 月間，鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお，法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとするものは，「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては，名称，代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を，平成29年12月 8 日から 4 月以内に，鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成29年12月 8 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）テックランド鹿児島出水店
出水市六月田町383番 1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び

住所並びに代表者の氏名

- (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社九州テックランド 代表取締役 折田正二
群馬県高崎市栄町1番1号
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社九州テックランド 代表取締役 折田正二
群馬県高崎市栄町1番1号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成30年7月14日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,951平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地内 132台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物内北側 20台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物北側 50平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内北側 65立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
ア 開店時刻 午前10時
イ 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地西側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前8時から午後10時まで
- 7 届出年月日
平成29年11月13日